

討議倫理学から見る道徳教育の展望と課題

藤井佳世（横浜国立大学）

はじめに

令和3年度「道徳教育実施状況調査」によれば「道徳科の授業を実施する上での課題」として、小学校・中学校ともに、16項目の選択肢の中で「話し合いや議論などを通じて、考えを深めるための指導」が最も高い割合となっている。小学校は63.8%であり、中学校は59.9%である。回答した小・中学校の約6割が、道徳科の授業において話し合う活動に課題を感じていることになる。

実際、授業を観察すると、児童・生徒による話し合いや議論が中心に構成されている場合がある。その場合、一斉授業の形で教師が児童・生徒の意見を板書に整理しながらクラスで話し合いを進めるタイプや導入・展開・終末における展開部分でグループや少人数での話し合う活動を行うなど、タイプの違いはありつつも、話し合う活動が児童・生徒の考えを深めることができるかどうかの鍵となっている。

話し合い活動は児童・生徒の考えを深め一人ひとりの道徳的成長を促すだけではない。グローバル社会における道徳問題は、多様な背景や文化とともに粘り強い交渉や話し合いによってのみ、僅かに解決されていく状況を考慮すれば、道徳教育は社会における共生の作法を身につけることにも寄与すると考えられる。道徳科における話し合う活動の充実、道徳教育の未来を拓く第一歩である。

そこで、本報告では、話し合い活動の充実の視点から、「星野君の二塁打」⁽¹⁾を検討する。「星野君の二塁打」は、旧制中学校の部活を念頭においた内容であることから、資料それ自体が研究対象になると思われるが、ここでは内容を確認する程度にとどめておく。本報告では、話し合い活動を充実する理論である討議倫理学の視点から「星野君の二塁打」を読み解いてみたい⁽²⁾。

1. 道徳資料「星野君の二塁打」

「星野君の二塁打」は、いくつかの教科書に掲載されている。現在、手元にある3冊（東京書籍、廣済堂あかつき、学校図書）から、物語の内容とどのような道徳的価値と結びつくのか、教材の位置づけを確認していきたい。

1-1. 東京書籍『小学校 道徳5 希望を持って』（2011年版）

「特別の教科 道徳」の前に実施されていた「道徳の時間」の副読本である。「星野君の二塁打」は、小学5年生の教材として掲載されている。学習指導要領に記載されている道徳的価値としては、「公德心、規則の尊重、遵法、権利・義務」が掲げられている。この価値は「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に位置づけ、その内容は「公德心をも

って法や決まりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」ことである。

道徳的価値の内容をより詳しく確認するために、『小学校学習指導要領解説 道徳編』（平成20年 文部科学省）を見ると、次のように記載されている。「社会生活上のきまりや基本的なモラルなどの倫理観を育成する観点から、児童が法やきまりの意義を理解し、遵法の精神をもつところまで高めていく必要がある。また、それとともに、他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、義務を遂行せず、権利ばかりを主張しては社会は維持できないことについても考えを深め、義務を大切にし、自分に課された義務をしっかりと果たす態度を育成することも重要である」。

副読本に掲載された「星野君の二るい打」の舞台は、R町の少年野球チームととなり町の少年野球チームの試合である。注目の場面は、同点で7回裏となり、R町側の最後の攻撃の時、最初の打者の岩田君がヒットで一塁に出た後、星野君がとった行動である。

教材の内容からは、チームの規則はチームメートと監督が相談して決めたものであることや野球は団体競技でありチームワークが大切な競技であることが説明されている。そのため、星野君は、自分本位で規則を乱した者として描かれており、個人の考えよりもチームとしての集団の考えに重きを置くことが示唆されている。すなわち、教材は、個人よりも集団の規則が優先されることを示す内容となっている。

1-2. 廣濟堂あかつき『みんなで考え、話し合う 小学生の道徳6』（2018年）

「星野君の二るい打」は、小学6年生の教材として掲載されている。道徳的価値としては、「規則の尊重」に関する価値であり、「法やきまりを守ること、権利と義務への理解」が掲げられている。

「規則の尊重」は、「主として集団や社会との関わりに関すること」に位置づけ、その内容項目は、「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること」である。『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』（平成29年 文部科学省）から内容項目の概要をまとめると、「法やきまり」は「集団に秩序を与え」るものであり、「人間の知恵が生み出したものである」とされ、そのような「社会の秩序と規律を守ることによって、個人の自由が保障される」と考えられている。当該学年の指導にあたっては、「法やきまりは自分自身や他者の生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについての自覚を促すことが求められる」とされ、「法やきまりを守るとは、自分勝手に放縦な反発等に対してそれらを許さないという意味を持つことと表裏の関係にある」と考えられている。また、「法やきまりの他律的な捉え方を超え」ることが書かれており、「高等学校段階への発展を踏まえて、自分たちを拘束すると感じる法やきまりが自分たちを守るだけでなく、自分たちの社会を安定的なものにしていることを考えさせ、よりよいものに変えていこうとするなど積極的に法やきまりに関わろうとする意欲や態度を育てる」ことも説明されている。全体として見ると、道徳的価値としては、先に見た東京書籍と類似していると考えられる。

教科書に掲載された「星野君の二塁打」の舞台は、北町の少年野球チームととなり町のチームとの試合である。注目の場面は、同点で 7 回裏となり、北町チームの最後の攻撃の時、最初のバッター岩田くんがヒットを打って一塁に出た後、星野君がとった行動である。ここでも、規則はみんなで話し合っただけのものであることや野球は団体競技としてチームワークの心を養うものであることが説明されており、星野君は規則を破り、チームのまとまりを乱した人物として描かれている。

1-3.学校図書『かがやけ みらい 小学校 道徳6年』（2018年）

「星野君の二塁打」は、小学 6 年生の教材として掲載されている。道徳的価値としては、「よりよい学校生活、集団生活の充実」が掲げられている。

「よりよい学校生活、集団生活の充実」は、「主として集団や社会との関わりに関すること」に含まれる道徳的価値であり、その内容は「先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合っただけによりよい学級や学校をつくと共に、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。」である。また、本項目は「様々な集団の中での活動を通して、自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めることに関する内容項目」である。

『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』（平成 29 年 文部科学省）を読むと、本項目は、「集団への帰属感を高める」ことや「一人ひとりが集団の活動に積極的に参加し、集団の意義に気づき、自分の役割と責任を自覚して、充実した集団生活を構築しようと努力すること」が積極的に捉えられている。該当する学年の指導にあたっては、「集団を支えているのは自分たち自身であるということに気づかせると同時に、集団における自分の役割を自覚し責任を果たそうとする態度を育てること」が説明されている。

児童がこのような道徳的価値を学習するために適していると考えられ掲載されている教材が、「星野君の二塁打」である。物語の舞台は、星野君の一打が所属する少年野球チームを勝利に導き、市内の野球選手権大会へ出場を決めた翌日、監督の別府さんがみんなに声をかけ、選手たちは半円を描いて座るところである。先の二つの物語と比べると、文章の最後の終わり方が特徴的である。

教材では、集団と個人という古典的關係に焦点を絞り、集団生活の充実と自己利益が葛藤を生む描写となっている。また、星野君の描かれ方は先の二つの教材と類似しており、星野君はチームの約束を破り、輪を乱した人物として描かれている。

以上のように、3 点の教材の内容を確認することから見てきたことは、「星野君の二塁打」は「規則の尊重」と「よりよい学校生活、集団生活の充実」のいずれにも重なる道徳的価値を有する資料として理解されているということである。先に見たように、「規則の尊重」とは、「児童が成長することは、同時に所属する集団や社会を構成する一員として集団や社会の様々な規範を身に付けていくことでもある。そのためにも、約束や法、きまりを進んで守ることができるようにすることが必要である」と考えられている内容項目である。他方で、「よりよい学校生活、集団生活の充実」とは、「人は社会的な存在であり、家族や学校をはじめとする様々な集団や社会に属して生活を営んでいる。それらにおける集団と個の關係

は、集団の中で一人一人が尊重して生かされながら、主体的な参加と協力の下に集団全体が成り立ち、その質的な向上が図られるものでなければならない」と考えられている内容項目である。すなわち、集団と個人のあり方を「規則」から理解するのか、それとも「よりよい生活」から理解するのかという違いはあるが、両方とも集団生活の向上のためには、きまりや規則を積極的に守ることが推奨される内容となっている。すなわち、「星野君の二塁打」は、集団のよりよいあり方を問う道徳教材として理解されているのである。

また、教材編集の違いから見えてくることは、どのような道徳的価値を学習するかによって、資料の終わり方に違いが生じるということである。言い換えれば、「星野君の二塁打」という教材名が同じであったとしても、授業においてどのような道徳的価値を学習するのか、どこに焦点を絞るかという観点から、教材の表現や終わり方に違いが生ずるのである。

元の資料は同じであるにも関わらず教材内容の違いは、どのような道徳的価値を学習するのか、どのような議論を児童が展開するのかに影響する。元の資料からどのように編集しているのかは研究上の議論が必要であると思われるが、ここではそれらの教材を児童が授業でどのように議論するのが道徳授業において重要であるという視点から、討議を道徳授業の基本的あり方の一つとして想定することによって現れてくることを捉えてみたい。

2. 討議倫理学と道徳教育

討議倫理学は、ドイツの社会哲学者ユルゲン・ハーバーマスによって進められた理論である。ハーバーマスはコミュニケーション的行為の理論を提唱した人物として有名であるが、その理論を基に取り組んだ研究が討議倫理学である。コミュニケーション的行為は日常の言語行為を指しており、「言語能力と行為能力をそなえた主体の間で一致が到達される過程」(ハーバーマス 1998:23) である了解を通して、知のストックとしての文化、正統な秩序としての社会、自己の同一性としての人格に関する生活世界を再生産することを意味する。すなわち、我々が普段のコミュニケーションにおいて、ある程度の正当な秩序や人格の同一性や文化を習得し解釈枠組みを形成していることを「コミュニケーション的行為」と呼んでいる。

ところが、そのようなコミュニケーション的行為は常に順調に進むとは限らない。コミュニケーションの最中に、それまでとは異なる解釈枠組みに出会うことやそれまでの規範が通用しないと思われる場面が生じる。その際に行われる行為は、コミュニケーション的行為ではなく討議である。討議は、コミュニケーション的行為の過程において、生活世界の自明性が疑問に付されるときに必要とされる行為であり、文の真理性、正当性、誠実性といった妥当要求を問題化し、吟味する議論のことである。すなわち、討議とは、一人ひとりがよりよい根拠を持って判断し、説得力のある正当な理由を証明しあう行為であり、そこで合意された内容はある程度の正当性を有すると考えることである。そのような討議を成立させるためには、条件が必要となる。

ハーバーマスによれば、討議が実現されるためには、次の条件が満たされていることが求

められる。「a.関連する発言をなしうるであろう者を、だれ一人締め出してはならない。b.全員に平等の発言機会が与えられる。c.参加者は、本気で思っていることを言わねばならない。d.コミュニケーションは、外的強制からも内的強制からも解放されていなければならない。批判されうる妥当要求についてのイエス・ノーの態度決定は、ただよりよい根拠の持つ説得力によって動機づけられる」(ハーバーマス 2004:57)。

これらの条件が満たされていることによって、討議を経て決定したことは正当性をもつ。全員に平等な発言機会がなければ特定の見解を支持するだけに止まり、コミュニケーションは権力関係や不平等な関係に依存した内容を再生産するだけである。それらの関係からは解放されているという前提に立ち、等しい尊敬に基づく対等な関係として参加者らは討議を実践する。討議によって、人間はよりよい理解に基づく洞察を獲得し、自分自身の確信を変化させることもあるだろう。これらのことから、討議倫理学は論証のプロセスを重視しているといえる。

討議倫理学は、全ての人同意する普遍的な道徳を目指す普遍化原則と、討議の参加者が同意した規範は妥当性を付与されるという実践的討議の原則に基づいており、討議の内容は限定のないオープンなものとして捉えている。また、討議倫理学は、人間の判断は誤りうるという可謬性、人間は生活世界に生きているという生活世界論、コミュニケーションは手段ではなく目的そのものであるという考えに基づいている。

このような討議倫理学が想定している道徳の知とはどのような知であるのか。まず、先に見たように、討議倫理学における道徳の知は、垂直的な視点よりも、相互の水平的な視点から捉えられており、脱慣習的段階における規範の吟味のための規則を重視する道徳理論といえる(ハーバーマス 2000:254-255)。次に、討議倫理学は価値判断としての規範の妥当性に焦点を絞る正義に関する知である。

後者については、討議倫理学は倫理よりも道徳を重視していると説明されることに関することである。例えば、「働くこと」をテーマに考えた場合、「自分は何をしたいのか」や「どのような生活を送りたいのか」といったように、自分はどのような人物になりたいのかに関する価値は「人格の自己了解に関わる価値」として捉えられ、道徳的な価値とは質が異なると理解される。討議倫理学における道徳的な価値は、「自分が望むことで、全ての人を守るべき法則は何か」や「人は何をなすべきか」といったように、全ての人に関わる価値を考えることに特徴がある。すなわち、「私のパースペクティブと他者のパースペクティブが根拠を持って合致する地点」(ハーバーマス 2005:124)は何かを考えるというように、討議倫理学は規範に重心がある。そのため、討議倫理学における道徳の考え方は、単なる事実判断とは異なる点に注意が必要である。

すなわち、討議倫理学における道徳は、何が正しいのか、何が正当なのかを探究するような正当性に関することであり、討議倫理学は価値に関する普遍的な道徳を目指すという難問に挑戦しているといえる。この挑戦は、「人格の自己了解に関わる価値」が一人ひとりに育つためには、共同体の倫理を架橋する普遍的な道徳的価値の創造も必要であることを意

味している。この視点から見れば、討議倫理学を道德教育に接続していく構想は、討議そのものの精度をあげる取り組みによって、各共同体の倫理の接続を推進することにもつながる。学校における討議を想定する場合、それぞれの共同体の倫理を価値づけるための普遍的な道德を意識的に考えることも必要となるだろう。そのコミュニケーションは、合意に達するための努力を伴うコミュニケーションの姿を現す。

以上のような討議倫理学の視点から教材を読み解くと、「星野君の二塁打」は、規則を守ることと同意することがセットで考えられていることが浮かび上がってくる。教材では、星野君の行為は、規則を破った行為であると同時に、監督の考えに同意していない行為として描かれている。この考えを逆にまで広げると、規則を破る行為と非同意も分けて考えられていないといえる。

ここで考えたいことは、資料に描かれていない観点である。それは、規則の重要さや監督の考えに同意はするけれども、規則を破る行為をすることである。この観点がないことによって、規則を破ることが即監督の考えに同意していないこととして解釈されてしまうのである。重要なことは、同意はするが、規則を破る行為があるという理解ではないだろうか。すなわち、規則を修正するという見解を含めて考えることが大切であると思われる。

討議倫理学から見れば、「同意しながら規則を破ること」を手がかりに規則の修正の観点を育てることが求められる。このような観点に気づくためには、日常の経験を丁寧に言語化し、道德の授業において、どの程度合意できるのかを考えるコミュニケーションの経験を増やしていくことが大切である。また、討議は、参加者が妥当性を付与するような規範の質を高めることに貢献する。ここでいう規範の質を高めることは、討議を通して妥当性を新たに付与するという規範の創造も含まれる。その意味で、道德の資料をどのような規範的内容を含むものとして読むのかに関わる読み方一つではないだろう。

3.残された課題

ここまで考察した内容に対して、どのような課題があるのだろうか。第一に、「同意しながら規則を破ること」を手がかりに規則の修正を考えることについてである。星野君は大きい意味では同意しているが、規則を守らなかったのであり、規則を修正するような物語として読めるのか、という異議が考えられる。この異議が意味しているのは、次のことである。星野君がヒットを打ちに行ったのは、規則の修正に向けた行為ではなく、気分が高揚して打っただけであり、一次的な欲求に勝てなかった自分勝手な振る舞いをしただけである。その時の感情や気分で判断をすることは集団の決まりを乱すことであり、子どもにはそのような傾向があるため、是正しなければならないのではないかと、同意しながら規則を破る行為は自分勝手であり、その時・場のノリで規則を破ったのではないかと、という考えである。そのため、「星野君の二塁打」を規則の積極的な対象化と修正を促す資料として読むことは難しいのではないかと、という見解である。

確かに、星野君の行動は規則に問題があると考え、強く明確な意思を持ったものとして読

むことが難しいかもしれない。しかしながら、そのことが即座に規則の修正を排することにつながるわけではないだろう。討議倫理学はどのような読み方も排除することはなく、教材の読みが一つに絞られ、それが道徳の正解として理解されることを問題にするのである。

道徳授業において大切なことは、教材の読みを特定の方向へ確定させることではなく、教材の多様な読み方を可能とする授業であり、そのような授業を通してどのような道徳的課題に絞るのかという主題設定の方にある。規則を破るのかあるいは規則を修正するのかといった討議は、多様な考えや解釈を生む議論を通して生じるのである。このことは、学校を公共的なものとして組み直し、道徳教育を見直すことにつながるのではないだろうか。正確に言えば、「星野君の二塁打」は、規則の修正を前提にするのではなく、どのような時や状況において規則の修正が正当であるかを議論することのできる資料であると思われる。

教材は授業を行うための道具の側面をもつ。そのため、教材は、教育実践とセットで考えるべきだろう。すなわち、教材そのものに真理があるというより、授業の中でどう教材化するかを考えることに重心を置けば、討議を必要とすると思われる。

それでもなお、「星野君の二塁打」は討議倫理学の俎上に載せるのは難しいのではないかと、という異議が考えられる。この異議を討議倫理学により適した資料があるのではないかと、いう考えとして受け取れば、教材作成・選定に関わる今後の課題として検討すべきことである。また、討議倫理学の観点から道徳教育を再構成する提案は、討議としての道徳授業はどのようにして可能なのかにも応えなければならない。例えば、規則を守ることを学習した後で、規則を破ることにより大きい正義を実践することを学習するといったように、一旦ある程度合意した内容を揺さぶる教材を用意するというプロセスとして授業を構成し、全体の流れの中で討議の観点を育てていく形態である。このように内容の配列をどうするかを提案することも一つの案として考えられる。

第二に、日本での道徳授業を考えるなら、「規則は守るけど、同意していない」という同調圧力が結構あるのではないかと、このことを取り上げるべきではないかと、という異議である。この異議が意味しているのは、次のことである。討議倫理学の条件として述べられている、本音で話すことは、かなり現実的に難しくしんどいことである。ハーバーマスの考えを吸収して実践することには、いくつもの壁がある。

確かに、道徳授業に討議倫学を取り入れることは近づき難さをもつだろう。このことは、日本の学校教育の文脈の中で討議倫学をどのように位置づけていくのかという課題を意味する。討議倫学の観点から道徳教育を再考する提案は、ひとまず、討議を取り入れることを意味するが、最終的には、それぞれの文化圏にあった討議実践が立ち上がってくるのではないかと考えている。それぞれの文化圏に適した討議は、複数のコミュニティの倫理を重視しながらも統合していくようなコミュニケーションの実践である点に違いはないと思われる。そのコミュニケーションは、学校を公共の空間として構築することに貢献するだろう。

第三に、討議倫理と道徳教育についてである。教科書に掲載されている教材はそれぞれ道徳的価値と結びついているが、討議倫理学はその前提とする価値そのものを問題としてい

るのではないか、という異議である。この異議が意味しているのは、次のことである。道徳教育は、一般的で慣習的な価値を世代を超えて受け継いでいくことに中心があると考えれば、道徳的価値の学習は慣習的段階にあることになる。慣習的なものを大事にする道徳教育に対して、それを前提とすることを批判的に検討するのが討議倫理学であるとすれば、道徳教育と討議倫理学を接続する構想は異なるものをつなげようとするものであり、不自然で調和が取れず、筋が通らないのではないか。

確かに、実際の道徳の授業では、慣習的価値を改めて考えることを通して習得を目指すような授業も確認されるが、基本的に、道徳の授業は前提とする価値に縛られるものではないと考えられる。道徳の授業は、教科書だけから価値を読み取るわけではなく、話し合い活動によって慣習的不安定さに気づくことやより正当な根拠を掴もうとする姿勢が生まれることも一つのあり方として考えられる。

また、この異議は、実際上の課題として、授業実践の自由がどの程度可能であるのかということにも関わる。授業者は、話し手の価値を相対化できているのか、前提を取っ払って、心もとなさを経験しているのではないか。それ故に、授業者は一般的なところに止まってしまふ不自由さや自分で自分を縛ることがあるのではないか。授業者が慣習から脱することまで進んでいけるのか。これらの問いが投げかけているのは、実践における自由の実現はどの程度可能なのか、ということである。この疑問は、討議の実現に関わる重要な指摘である。

ここまで見てきたように、道徳教育と道徳意識の形成は、セットで考えなければならないと思われる。討議倫理学が脱慣習へ向かう道徳教育を前提にしているため、慣習の段階に止まる道徳教育では討議ができないというわけではないだろう。例えば、道徳の授業では、慣習的な価値に依存する傾向を認識しながらも、どこまでであれば合意できるのかという討議をつくっていき、価値づけていくことも可能であると思われる。討議は道徳意識とセットであるからこそ、新しい意見を述べるときの拠り所のなさはあるかもしれない。

それ故に、討議を実現する場合、議論するコミュニティが持つセーフティを高める必要がある。討議の教育は、コミュニティの質を高めることと同時に進めていくことになる。その意味で、討議は道徳授業だけではない広がりを持つと考えることもできる。

おわりに

上記のように、討議倫理学を道徳教育に接続するためには考えなければならない理論的課題がいくつもある。道徳授業における実践の取り組みとともに理論的構築も急がれる。

また、「星野君の二塁打」を人間形成の物語として読むこともできるだろう。文学作品として読むことを通して、世界と子どもが繋がっていく教育である。文学としての豊かさや自己を形作っていくことの大切さは、言葉を尽くしても足りない教育の要である。その視点から、最後に、人間形成と討議の道徳教育について考えてみよう。討議の道徳教育は、物語の構造や形式を議論し、どの点だと合意できるのかを議論する。その討議を通して、各自の考えを洗練させ、形成していく。ここに、人間形成と接続し、つながる部分があるのではない

か。人間形成と討議は、おそらく、関わりの中で動的に形作られるような道德意識の形成として広く結びつくだろう。そのような豊かな道德教育を実践するためには、教科書や書かれていることを読んでいく教師の力も必要であることから、教師教育も課題である。また、道德教育は、他の教育活動と質が異なる点にも注意が必要である。さらに、討議の教育という観点から、どのような教材であれば討議に適するのかを考え、教材開発を行うことも必要だと思われる。

【注】

- (1) 「星野君の二墨打」を選んだ理由は、科研のメンバーからの依頼であったことによる。
- (2) 本報告の内容は、2021年10月9日に科研の研究会で報告した内容を基に作成している。

【引用文献】

J.ハーバーマス（岩倉正博・藤沢賢一郎・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎訳）『コミュニケーション的行為の理論(中)』未来社、1998年。

J.ハーバーマス（三島憲一・中野敏男・木前利秋訳）『道德意識とコミュニケーション行為』岩波書店、2000年。

J.ハーバーマス（高野昌行訳）『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版社、2004年。

J.ハーバーマス（清水多吉/朝倉輝一訳）『討議倫理』法政大学出版社、2005年。

「令和3年度 道德教育実施状況調査報告書」

https://doutoku.mext.go.jp/pdf/survey_report_r3.pdf（2023年3月10日閲覧）

文部科学省『小学校学習指導要領解説 道德編』平成20年6月

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_011.pdf（2023年3月10日閲覧）

文部科学省『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道德編』

https://www.mext.go.jp/content/220221-mxt_kyoiku02-100002180_002.pdf（2023年3月10日閲覧）